

No. 40

2005年4月発行

淀川水系 流域委員会 委員会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第40回委員会の内容……………P. 1
- 第40回委員会の説明資料より抜粋……………P. 3
- 配付資料リスト……………P. 7
- 委員会 委員リスト……………P. 8
- これまで開催された会議等について……………P. 9
- 配付資料及び意見書の閲覧・入手方法・ご意見受付……………P. 10

平成17年3月14日(月)、第40回委員会が行われました。



【国立京都国際会館にて】

第40回委員会の内容

委員長より、審議資料1「淀川水系流域委員会 規約 改正案」、審議資料2-1「テーマ別部会設置の提案」、審議資料3「淀川水系流域委員会と河川管理者の勉強会等の開催について」を参考に説明がなされた後、各々について委員との意見交換がなされました。

第40回委員会結果報告

庶務作成

開催日時：2005年3月14日（月） 16：00～19：25
場 所：国立京都国際会館 本館2階 Room A
参加者数：委員21名、河川管理者10名、一般傍聴者139名

1. 決定事項

- ・地域部会委員構成が決定した（今本副委員長の所属部会が、琵琶湖部会から猪名川部会に変更された）。
- ・淀川水系流域委員会規約改正が承認された。
- ・テーマ別部会として、住民参加部会と利水・水需要管理部会を設置する。後日、所属希望アンケートをとり、次の運営会議で委員構成を確定する。
- ・委員会の節目における情報整理の提案の実施については承認された。

2. 報告の概要

○新委員の自己紹介・抱負

新委員より、報告資料1「淀川水系流域委員会に対する新委員の抱負」を用いて、抱負が述べられた。

○地域部会の委員構成、副委員長、副部会長について

委員長より、報告資料2-1「地域部会委員構成一覧表」、報告資料2-2「各地域部会の委員名簿」を参考に説明がなされ、「1. 決定事項」の通り承認された。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・副委員長として、三田村委員に加え、今本委員を指名した。委員長、副委員長は3名体制で各部会やWGにできるだけ出席し議論の状況把握に努める（委員長）。
- ・委員長代理の名称を副委員長に、部会長代理の名称を副部会長に変更した（委員長）。
- ・地域部会の部会長、副部会長、委員構成が報告資料2-2の通りに決定した。地域部会の所属変更等が必要になった場合は、遠慮なく申し出て頂きたい（委員長）。
- ・琵琶湖部会、淀川部会、木津川上流部会には、委員長、副委員長のいずれかが委員として所属しているが、猪名川部会にはどなたも所属していない。どなたかに猪名川部会に所属して頂くようお願いしたい。
←猪名川部会の委員構成について運営会議で検討させて頂きたい（委員長）。

3. 審議の概要

○規約改正について

委員長より審議資料1「淀川水系流域委員会 規約 改正案」を用いて規約改正について説明がなされた後、意見交換がなされ、「1. 決定事項」の通り、規約改正案が承認された。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・委員は、部会長・リーダーの許可を得て、所属部会以外の部会にも自由に出席し発言することができるが、定足数にはカウントされず、議決数にも入らない。また、旅費、日当は支給されない。これらは規約にはないが、これまでと同じように、運用ルールとしてやっていきたい。所属部会以外の部会に出席する場合は、庶務に出席希望を出して頂きたい。庶務から部会長・リーダーへ伝えるよう徹底する（委員長）。
- ・新規約第8条第2項で、合同部会又は合同WGの開催について規定されているが、合同部会・WGの定足数や議決数はどのように考えればよいのか。定足数や議決数として、それぞれの部会の過半数が必要になるのか。あらかじめ、決めておいた方がよい。

- ←今後、合同部会・WGで何らかの決をとるかもしれないので、この件については、運用上の問題として運営会議で検討させて頂きたい（委員長）。
- ←所属部会を琵琶湖部会から猪名川部会に変更する（今本副委員長）。

○テーマ別部会、WGの設置・編成について

委員長より、審議資料2-1「テーマ別部会設置の提案」を参考に説明がなされた後、意見交換がおこなわれ、「1. 決定事項」の通り、テーマ別部会設置が決定された。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・治水部会がなくなったが、治水も重要なテーマではないか。
←治水はこれまでにかなり議論をしてきたため、委員会として議論する対象は限定されている。また、地域固有の事情の中で検討する部分も多くあるため、地域別部会やWGで専門的な議論や検討をしてもらい、それを委員会全体で議論した方がよいと考えている（委員長）。
- ・この体制で治水に関する検討がうまく進められるかどうか、現時点では判断できない。ペンディング事項として、後日、治水に関する部会が必要になれば、新たに部会を作ればよいのではないか。
- ・「いかなる洪水にも壊滅的な被害を回避、軽減する」という理念を具体化するための議論は宙ぶらりんのままだ。治水部会を作るかどうか、議論をすることになった時には、この点について検討して頂きたい。
- ・テーマ別部会として河川の氾濫と河川の縦横断構造を取り上げれば、環境問題を総合的に扱えるのではないかと考えている。3～4名程度のWGでは補い切れない。
- ・堤防についてはWGがよいと考えている。ダムについては、委員会で検討するのがよいか、WGで専門的に検討するのがよいか。今後、検討する必要があると思っている。「専門的な検討」とは言ってもWGにも限界がある。WGでは「今後どうあるべきか」というあり方について検討すればよい。また、WGは短期間で結果を出すべきという考え方には賛成だ。ただし、短期間では結果を出しにくいテーマについては、中間報告をしながら進めていくのがよいだろう。
- ・テーマ別部会は、どのくらいの範囲で対象をどうするのかによって議論が大きく変わってくるため、あらかじめ整理しておく必要がある。地域部会や各地域のコミュニティーとも議論をしていかなければ、具体性の欠けた検討になってしまうだろう。
- ・琵琶湖水位操作は、丹生ダム、大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発に関係しており、ダムの結論を出すためには、WGでの琵琶湖水位操作に関する検討が必要だ。
- ・WGはライフワークとして覚悟を持って臨んでいる委員からボトムアップの提案ができればと思っている。
- ・整備計画の進捗点検について意見を述べるためには、必ず現地を見ておく必要がある。また、河川管理者からダムの調査・検討がいつ出てくるのかも重要。早く調査・検討結果を示してほしい。
←現地を実際に確認してから意見を出さなければならないと思っている。現地視察を開催するかどうかは、地域別部会で協議をして頂きたい。また、河川管理者には、ダムに関する調査・検討のある程度のタイムスケジュールをできるだけ早い時期に示して頂きたい（委員長）。
- ・利水者の撤退はほぼ決定したことなので、利水・水需要管理部会では、琵琶湖水位操作の問題と水需要管理に関する議論へシフトしていったほしい。
- ・住民参加部会の設立に異存はない。今後もずっと続けていかなければならないことだ。
- ・委員会の残された課題を的確に検討するために、地域部会もテーマ別部会も固定ではない。新委員が13名もいるため、継続委員と同じレベルで議論するにはもう少し時間がかかるだろう。そのための地域部会、テーマ別部会だと考えている。夏頃までは地域部会でこれまでの資料や残された課題を十分に議論して頂き、その中で出てきたテーマをもとに夏以降に部会構成を再編成すればよいのではないかと考えている。現在の部会構成を固定するつもりはまったくない。琵琶湖水位操作については緊急的に検討しなければならないことなので、まずは、地域別部会の中で議論をしてほしい（委員長）。

○勉強会・現地視察について

委員長より、審議資料3「淀川水系流域委員会と河川管理者の勉強会等の開催について」を用いて、勉強会と現地視察について説明がなされた後、意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

- ・現地視察は、整備計画の進捗点検に絞った視察であるべきだ。現地で、現場で担当している当事者の方や地域住民の方々の多様な意見を聴くためにも、委員から要望を出していきたい。また、他の協議会や委員会との意見交換ができる機会も検討してほしい。
←今後の現地視察は目的意識を持って臨まなければならない。現地でも意見交換ができるよう工夫をお願いしたい（委員長）。
- ・勉強会では、河川管理者からの説明だけでなく、委員の間で情報や想いを共有する必要がある。

- ←河川管理者からは、委員と河川管理者でキャッチボールしてきた内容も合わせて説明したいと考えている。ただ、あくまでも河川管理者の見方なので、継続委員からのご意見を頂きたい（河川管理者）。
 - ←勉強会は、委員同士でも意見交換ができるようにしたい（委員長）。
 - 委員会の節目における情報整理等について
庶務より審議資料4「委員会の節目における情報整理等について」を用いて説明がなされた後、「1. 決定事項」のとおり、承認された。主な意見は以下の通り（例示）。
 - ・「ダムについての意見書」「琵琶湖水位操作についての意見書（案）」等は、あくまでも中間とりまとめなので、印刷製本しない方がよいのではないかと考えている（委員長）。
 - ←中間とりまとめとはいえ、委員が心血を注いで作成した集大成なので、製本した方がよい。
 - ←「琵琶湖水位操作についての意見書（案）」と「基礎案の課題についての意見書（案）」は、委員会の成果物として製本しない方がよいのではないか。「ダムについての意見書」は十分な議論を経て作成されたものなので、製本してもよいと思う。
 - ←1つの区切りとして製本しておくべき。
 - ←意見書はすでに公開されているのだから、製本するしないは大きな問題ではない。
 - ←「ダムについての意見書」は大変重い内容なので、簡易印刷ではなく、きちんと製本しておくべき。
 - ・意見書を製本するのであれば、意見書作成時の委員会の体制表（委員名簿等）も合わせて載せて頂きたい。
 - ・委員会の意見書を正式に保存しておくために印刷しなければならないことは間違いない。コストのかからない簡易製本という形で作るということにしたい（委員長）。
 - 委員会、部会等の今後の活動方針等について
委員長より、その他資料「今後のスケジュール」について説明がなされた。
4. 一般傍聴者からの意見聴取
- 一般傍聴者2名より発言があった。主な意見は以下の通り。
- ・地方議会と国のズレがはっきりしてきている。地方議会の予算が決まりつつあるが、その内容を見ると、委員会の議論が地方に伝わっていないのがよくわかる。この点を認識して議論を進めるべきだ。また、現地視察は公開にしてほしい。現地のNPOや住民の話を聴く機会を設けるべきだ。
 - ・勉強会や現地視察での意見交換会は、一般が傍聴できるような形での開催をお願いしたい。また、委員は訪れた箇所の現地視察には必ず参加すべきだ。それから、傍聴席から委員会を見るために、流域委員会ウォッチャーズクラブを立ち上げることにした。公平で公正なレポートを作るために、アンケートのご協力をお願いしたい。
5. その他
- 委員より以下の意見が述べられた。
- ・これまでの委員会では、議事次第としてあげられている「その他」の審議項目が、時間を理由に流されてしまうことが多かった。今後は、事前に「その他」の議題を委員から提案でき、そのための時間を設けることができるようにして頂きたい。
 - ←そうしたい。事前に通告して頂ければ、そのための時間を設定したい（委員長）。

第40回委員会の説明資料より抜粋

■審議資料1より

第40回委員会では、審議資料1「淀川水系流域委員会 規約 改正案」を用いて委員会の規約改正について意見交換が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

（変更後の規約の全文は淀川水系流域委員会ホームページでご確認いただけます。）

既存規約と規約改正案の対比

淀川水系流域委員会 規約【既存】	淀川水系流域委員会 規約【改正案】
（設置） 第1条 河川法（昭和39年法律第167号）第十六条の二第3項に規定する趣旨に基づき、近畿地方整備局長（以下「整備局長」という。）が「淀川水系流域委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。	（設置） 第1条 河川法（昭和39年法律第167号）第十六条の二第3項に規定する趣旨に基づき、近畿地方整備局長（以下「整備局長」という。）が「淀川水系流域委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。
（目的） 第2条 委員会は、淀川水系河川整備計画（案を含む）の計画内容の進捗の点検にあたって意見を述べ、かつ、同河川整備計画（案を含む）の変更について意見を述べるとともに、関係住民の意見の反映方法について意見を述べることを目的とする。	（目的） 第2条 <u>委員会は、次の事項につき、意見具申又は答申を行うことを目的とする。</u> <u>(1) 淀川水系河川整備計画（案を含む）の計画内容の進捗の点検にあたって意見を述べること</u> <u>(2) 淀川水系河川整備計画（案を含む）の変更について意見を述べること</u> <u>(3) 関係住民の意見の反映方法について意見を述べること</u> <u>(4) 河川法に基づき淀川水系河川整備計画が策定されるまでは「行政機関が行う政策の評価に関する法律」、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」、「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」に準じて、河川事業・ダム事業にかかる再評価及び事後評価についての審議を行い、意見を述べること</u> <u>(5) 河川法に基づき淀川水系河川整備計画が策定された後は「行政機関が行う政策の評価に関する法律」、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」、「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」に基づき、河川事業・ダム事業にかかる再評価及び事後評価についての審議を行い、意見を述べること</u>

(委員会)

- 第3条 委員会は、委員会での審議、部会からの報告を受けた事項に関する審議、調整を行い、委員会としての意思決定を行う。
2. 委員会は、部会に対して審議する事項について指示する。
 3. 委員会委員は、別表－1に示す者とする。委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 4. 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
 5. 委員会の意思決定は出席委員の過半数をもって行うが、少数意見がある場合にはこれを付する。
 6. 委員会は、審議しようとする事項について必要と認める場合は専門的知識を有する具体的候補を選定のうえ、委員会委員、部会委員又はワーキンググループメンバーとして追加するよう整備局長に要請することができる。

(委員会)

- 第3条 委員会は、委員会での審議、部会からの報告を受けた事項に関する審議、調整を行い、委員会としての意思決定を行う。
2. 委員会は、部会に対して審議する事項について指示する。
 3. 委員会委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。
 4. 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
 5. 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決することとし、可否同数のときは議長が決するところによる。なお、委員会の意見について少数意見がある場合にはこれを付することとする。
 6. 委員会は、審議しようとする事項について必要と認める場合は専門的知識を有する具体的候補を選定のうえ、委員会委員として追加するよう整備局長に要請することができる。
 7. 委員会は、委員相互の議論、理解を深めるため、委員による学習会・検討会・現地視察等の方法により必要な調査研究を行うことができる。

(運営会議)

- 第4条 委員会は、委員会、部会及びワーキンググループの審議ならびに運営に関する事項、および、その他委員長が必要と認めた事項について検討を行うため、運営会議を設ける。
2. 運営会議は、委員長・副委員長・部会長・ワーキンググループリーダーにより構成する。ただし、部会長が出席できない場合は副部会長が出席することができる。

■審議資料2-1より

第40回委員会では、審議資料2-1「テーマ別部会設置の提案について」を用いてテーマ別部会の設置について意見交換が行われました。以下に資料を掲載いたします。

テーマ別部会設置の提案について（参考資料）

1. 第42回運営会議(2/19開催)の結果について

①決定事項

- ・テーマ別部会は、住民参加部会、利水・水需要管理部会を作り、委員はどちらかに参加することとする。
- ・ワーキンググループ(WG)は個別に検討して次回の第41回委員会までに決定する。どのようなWGをつくるかは、部会のなかでも検討していく。

②テーマ別部会・WGに関する主な審議意見

- ・琵琶湖水位の問題、淀川の維持流量の問題等、特定のテーマは、委員会の承認を得てWGによって実施するとよい。テーマによっては、少人数でやってもよいのでは。
- ・あまり多くのテーマを上げると、人数が少ないのにどうか。
- ・テーマ別部会とWGはきちんと分けるべきである。住民参加部会は全体の問題であり、検証して進化したものを提案しないといけない。利水も水需要管理の具体的な検討を行っていない。ダムWGもテーマ別部会とすべきだが、そのなかで水位操作の問題もある。重要な問題を部会として、個別なものは、WGで検討したらどうか（委員長）。
- ・テーマ別部会を重視でよいが、どうするか。住民参加、利水はよいが、他にどうするか案を出したほうが良い（委員長）。
- ・部会ごとの検討スケジュールも必要なので、地域別部会を開催して考えてもらったほうがよい（委員長）。

2. 確認事項

- ・テーマ別部会を設置するが、組織上は地域別部会と同じ位置づけである。
- ・各委員は原則として、いずれかのテーマ別部会に所属する。
- ・委員は、部会長又はWGリーダーの了承を得た上で、必要に応じて自分の所属以外の部会・WGに出席する場合、当該部会委員と同等に議論に参加できる。ただし、定足数には含まれず、議決権もない。また、「自主的な参加」として謝金、交通費等を支払わない。
- ・委員長、部会長又はWGリーダーが、必要に応じて所属部会又は所属WGに、所属部会又は所属WG以外の者の出席、発言を求める場合、要請された者は当該部会委員と同等に議論に参加できる。ただし、定足数には含まれず、議決権もないが、その者には謝金、交通費等を支払う。

以上

配付資料リスト

資料リスト		資料請求 No
議事次第		R40-A
報告資料1	淀川水系流域委員会に対する新委員の抱負	R40-B
報告資料2-1	地域部会委員構成一覧表	R40-C
報告資料2-2	各地域部会の委員名簿	R40-D
報告資料3	前回委員会(2005. 2. 5)以降の状況報告	R40-E
審議資料1	淀川水系流域委員会 規約 改正案	R40-F
審議資料2-1	テーマ別部会設置の提案について	R40-G
審議資料2-2	委員会・地域部会・テーマ別部会・ダムWGの開催経過について	R40-H
審議資料3	淀川水系流域委員会と河川管理者の勉強会等の開催について	R40-I
審議資料4	委員会の節目における情報整理等について	R40-J
その他資料	今後のスケジュール（運営会議、委員会、部会等の予定）	R40-K
参考資料1	委員および一般からのご意見	R40-L

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP. 10の「配付資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

委員会 委員リスト

2005. 3. 11現在（五十音順、敬称略）

No.	氏名	対象分野	所 属 等
1	綾 史郎	洪水、高潮・津波	大阪工業大学 教授
2	池淵 周一	水資源・水循環	京都大学防災研究所 教授
3	今本 博健	洪水	京都大学 名誉教授 水工技術研究会 会長
4	江頭 進治	河道形状・土砂移動	立命館大学理工学部 教授
5	岡田 憲夫	事業評価	京都大学防災研究所 教授
6	荻野 芳彦	農業関係	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授
7	嘉田 由紀子	地域・まちづくり	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問
8	角野 康郎	植物	神戸大学理学部 教授
9	金盛 弥	洪水	元大阪府副知事
10	川上 聰	住民連携	NPO法人 全国水環境交流会 理事 木津川源流研究所 所長
11	川崎 雅史	景観	京都大学大学院工学研究科 助教授
12	澤井 健二	河川敷・水面利用	摂南大学工学部 教授
13	高田 直俊	洪水、河道形状・土砂移動	大阪市立大学大学院工学研究科都市系 教授
14	田中 真澄	住民連携	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表
15	千代延 明憲	住民連携	流域住民
16	寺川 庄蔵	住民連携	びわ湖自然環境ネットワーク 代表
17	寺田 武彦	法律	弁護士（元日弁連公害対策委員会委員長） 龍谷大学法学部 教授
18	寺西 俊一	経済	一橋大学大学院経済学研究科 教授
19	戸田 直弘	漁業関係	滋賀県漁業協働組合連合青年会 理事
20	中村 正久	水環境	滋賀県琵琶湖研究所 所長
21	西野 麻知子	動物	滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員
22	本多 孝	住民連携	IPNET-Jインタープリテーションネットワーク・ジャパン 事務局長
23	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授
24	三田村 緒佐武	生態系、住民連携	滋賀県立大学環境科学部 教授
25	村上 興正	生態系、動物、景観	同志社大学 嘱託講師
26	村上 哲生	水質	名古屋女子大学 教授
27	安田 喜憲	水文化	国際日本文化研究センター 教授兼副所長
28	谷内 茂雄	生態系	総合地球環境学研究所研究部 助教授

これまで開催された会議等について

委 員 会		琵琶湖部会		淀 川 部 会		猪 名 川 部 会	
第1回 ～第6回	平成13年開催	第1回 ～第8回	平成13年開催	第1回 ～第10回	平成13年開催	第1回 ～第6回	平成13年開催
第7回 ～第15回	平成14年開催	第9回 ～第20回	平成14年開催	第11回 ～第20回	平成14年開催	第7回 ～第17回	平成14年開催
第16回 ～第27回	平成15年開催	第21回 ～第27回	平成15年開催	第21回 ～第23回	平成15年開催	第18回 ～第20回	平成15年開催
第28回	H16/2/26（木）	第28回	H16/10/13（水）	第24回	H16/8/25（水）	第21回	H16/9/1（水）
第29回	H16/5/8（土）	第29回	H16/11/8（月）	第25回	H16/9/17（金）	第22回	H16/10/21（木）
第30回	H16/6/22（火）	第30回	H16/12/15（水）	第26回	H16/10/19（火）	第23回	H16/11/2（火）
第31回	H16/7/29（木）	第31回	H17/1/8（土）	第27回	H16/11/30（火）	第24回	H16/12/3（金）
第32回	H16/8/24（火）	環 境 ・ 利 用 部 会		第28回	H16/12/18（土）	第25回	H16/12/23（木）
第33回	H16/9/29（水）	第1回 ～第7回	平成15年開催	ダ ム W G		3 ダ ム サ ブ W G	
第34回	H16/10/25（月）	治 水 部 会		第1回	H16/7/11（日）	第1回	H16/8/7（土）
第35回	H16/11/16（火）	第1回 ～第6回	平成15年開催	第2回	H16/7/18（日）	第2回	H16/9/11（土）
第36回	H16/12/20（月）	利 水 部 会		第3回	H16/7/25（日）	第3回	H16/11/8（月）
第37回	H17/1/11（火）	第1回 ～第5回	平成15年開催	第4回	H16/8/19（木）	川 上 ダ ム サ ブ W G	
第38回	H17/1/22（土）	住 民 参 加 部 会		第5回	H16/9/23（木）	第1回	H16/8/3（火）
第39回	H17/2/5（土）	第1回 ～第7回	平成15年開催	第6回	H16/10/4（月）	第2回	H16/9/3（金）
そ の 他	設立会 発足会 第1回 合同懇談会	平成13年開催		第7回	H16/10/18（月）	余野川ダムサブWG	
	第1回 合同勉強会 シンポジウム 拡大委員会	平成14年開催		第8回	H16/11/10（水）	第1回	H16/8/11（水）
	提言説明会	平成15年開催		第9回	H16/12/1（水）	第2回	H16/9/22（水）
				第10回	H16/12/5（日）		
				しっかりしてや！！ 流域委員会		H16/2/28（土）	
				ファシリテーターとの 検討会		H16/5/15（土）	
				大戸川、天瀬ダム意見交換		H16/9/26（日）	
				丹生ダム意見交換会		H16/9/27（月）	
				住民の意見を聞く会		H16/12/5（日）	

配付資料及び意見書の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び意見書を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページによる閲覧

配付資料及び意見書は、ホームページで公開しております。

郵 送

郵送による配付資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。（希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。）ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

閲 覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「意見書」の入手

意見書の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「意見書希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

※頂いた個人情報については、上記資料及び意見書の送付のみに使用させていただきます。

ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。

ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、下記までお寄せ下さい。

※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

※ご意見を公表する場合には、団体・会社名（または居住地）とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。



■ホームページ <http://www.yodoriver.org>

■E-mail yodogawa@gene.mizuho-ir.co.jp

■TEL 06-6222-5870

■FAX 06-6222-5871

淀川水系流域委員会 庶務
みずほ情報総研（株）

淀川水系流域委員会 委員会ニュース No.40

2005年4月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

みずほ情報総研 株式会社

.....
研究員：吉岡、篠田、鈴木、熊谷、松本
事務担当：山根

〒541-0042 大阪市中央区今橋4-2-1（大阪富士ビル8階）

TEL: (06) 6222-5870 FAX: (06) 6222-5871

E-mail: yodogawa@gene.mizuho-ir.co.jp

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川河川事務所／琵琶湖河川事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統合管理事務所／猪名川河川事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流河川事務所／水資源機構 関西支社／滋賀県 土木交通部河港課／京都府 土木建築部河川課／大阪府 土木部河川室／兵庫県 土木部河川課／奈良県 土木部河川課／三重県 伊賀県民局 等

*ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。